

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 1】

規制改革事項(事務局記載)		社債市場の活性化及び国際化の推進 (社債以外の債務に付与されるコベナンツ情報の開示)
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 社債に付与されるコベナンツは発行開示として目論見書等により開示され、有価証券報告書では、ローンなどを含む債務のコベナンツが開示される仕組みがあるが、社債以外の債務に付与されるコベナンツ等が十分に開示されていないことから、必ずしも社債と他の債務との優先劣後の関係が明らかにされておらず、投資家保護の観点から改善が必要である。</p> <p>【根拠法令】 金融商品取引法</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企業開示課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	金融商品取引法第5条、第15条、第24条、企業内容等の開示に関する内閣府令第8条、第12条、第15条、第二号様式、第三号様式 等
	目的	社債・ローン等に付与されるコベナンツ条項(担保提供制限、純資産額維持、利益維持等の財務上の特約)は、企業の経営が悪化した場合等に社債権者・ローン提供者の資金を保護するための条項であり、社債等の有価証券の投資者にとって重要な情報であることから、金融商品取引法上の開示書類においてその内容を記載することとされている。
	対象	・社債に付与される財務上の特約については、有価証券届出書及び目論見書の「証券情報」において、その内容を記載しなければならない。 ・社債・ローン等の債務に関する情報については、重要事象等が存在する場合等において、有価証券報告書等の「企業情報」の「財務諸表の継続企業の前提に関する注記」、「事業等のリスク」又は「財政状態及び経営成績分析(MD&A)」に記載しなければならない。なお、全ての債務に関する情報を網羅的に記載するものとはなっておらず、また、各債務間の優先劣後関係を明らかにすべきものとはされていない。
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	有価証券報告書等の「企業情報」の「財務諸表の継続企業の前提に関する注記」、「事業等のリスク」及び「財政状態及び経営成績分析(MD&A)」の記載内容を充実させるための改正が行われ、平成21年3月31日以後終了する事業年度から適用された。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資の拡大を図っていくため、企業の資本・財務政策及び投資家のニーズに基づき多様なコベナンツが必要に応じて柔軟に付与され、社債の発行条件等に適切に反映される環境を整備する。
	上記規制改革の方向性への考え方	投資者が適切に投資判断を行うためには、社債、ローン等の債務に関する情報、社債と他の債務との優先劣後関係等について開示されることが重要であり、これらの情報の開示が十分なものとなっているかについて点検する必要があると考える。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	社債、ローン等の債務に関する情報、これらの債務間の優先劣後関係等の開示については、社債市場のみならず、銀行の融資実務にも大きな影響を及ぼし得る問題である。本件については、現在、日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」において議論が行われているが、今後の対応については、当該懇談会における議論を踏まえ、銀行の融資実務への影響等を踏まえつつ、十分に検討する必要があると考える。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 2】

規制改革事項(事務局記載)		社債市場の活性化及び国際化の推進 (社債管理者の設置)
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 社債管理者は、個人向け社債では設置される一方で、機関投資家向け社債の殆どは社債管理者不設置債となっている。信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資の拡大を図っていくためには、社債管理者による財務内容のモニタリング機能及び債権保全・回収機能が十全に発揮され、それが社債の発行条件等に適切に反映される環境整備が必要である。</p> <p>【根拠法令】 日本証券業協会規則</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	市場課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	—
	目的	—
	対象	—
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	—
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行に当たって、企業、投資家及び証券会社の参考となるよう標準的な社債管理者の設置モデルを作成、例示するなどの取組みを進め、市場慣行として、まず、このような社債への社債管理者の設置を定着化させる。
	上記規制改革の方向性への考え方	対応困難
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	現在、日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」において、社債管理者、証券会社、発行会社、有識者等により、社債管理者の業務の在り方自体を見直すことについて議論がなされているところであり、これを踏まえた検討が必要。なお、社債管理者は発行会社が設置するものであり、日本証券業協会規則による対応では実効性がない。

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 2】

規制改革事項(事務局記載)		社債市場の活性化及び国際化の推進 (社債管理者の設置)
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 社債管理者は、個人向け社債では設置される一方で、機関投資家向け社債の殆どは社債管理者不設置債となっている。信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資の拡大を図っていくためには、社債管理者による財務内容のモニタリング機能及び債権保全・回収機能が十全に発揮され、それが社債の発行条件等に適切に反映される環境整備が必要である。</p> <p>.....</p> <p>【根拠法令】 日本証券業協会規則 会社法</p>
所管省庁	担当府省	法務省
	担当局名	民事局
	担当課・室名	参事官室
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	会社法第702条。ただし、会社法第702条ただし書において、一定の場合に社債管理者設置義務を免除している(会社法施行規則第169条参照)。
	目的	社債権者の保護
	対象	会社法上の会社
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成5年商法改正により社債管理会社制度が導入され、平成17年制定の現行会社法に引き継がれている(名称は社債管理者と改められた。)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行に当たって、企業、投資家及び証券会社の参考となるよう標準的な社債管理者の設置モデルを作成、例示するなどの取組みを進め、市場慣行として、まず、このような社債への社債管理者の設置を定着化させる。
	上記規制改革の方向性への考え方	上記規制改革の方向性に関する事項は、会社法上社債管理者の設置義務がない場合にも、市場慣行として、社債管理者の設置を促進しようとするものであり、その性質上、関係者の自主的な取組に委ねるべきものであるから、これについてコメントすべき点はない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>(各府省作成)

【その他(金融) 3】

規制改革事項(事務局記載)		デリバティブ取引規制の見直し (清算機関(CCP)と取引情報蓄積機関制度の見直し)
規制の概要(事務局記載)		<p><b>【概要】</b>            一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用が義務化される。            ・円金利スワップ→国内清算機関、外国清算機関、またはその両方の連携方式            ・CDS→国内清算機関            また、取引情報蓄積機関制度が創設され、上記取引情報の保存・報告が義務化される。            金融商品取引法等の一部を改正する法律の公布日(2010年5月19日)から2年半以内の政令指定日より施行される。</p> <p><b>【根拠法令】</b>            金融商品取引法等の一部を改正する法律</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	市場課市場業務参事官室
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	金融商品取引法 156条の20の18第1項 156条の64第1項
	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・156条の20の18第1項 連携金融商品債務引受業に係る認可基準を定めるもの</li> <li>・156条の64第1項 金融商品取引業者等に対し、取引の状況を明らかにする必要がある一定の取引に係る取引情報について、記録の保存・内閣総理大臣への報告を義務付けることを定めるもの。</li> </ul>
	対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・156条の20の18第1項 連携債務引受業の免許を受けようとする者</li> <li>・156条の64第1項 金融商品取引業者等</li> </ul>
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・156条の20の18第1項 未施行(金融商品取引法等の一部を改正する法律の公布日(2010年5月19日)から1年以内の政令指定日より施行)</li> <li>・156条の64第1項 未施行(金融商品取引法等の一部を改正する法律の公布日(2010年5月19日)から2年半以内の政令指定日より施行)</li> </ul>
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内清算機関と外国清算機関の連携による場合には、担保権設定や金額が2重にならぬよう制度設計をする。</li> <li>・取引情報蓄積機関の創設については、法定帳簿と2重にならぬよう制度設計をする。</li> </ul>
	上記規制改革の方向性への考え方	今後対応を検討する。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内清算機関と外国清算機関との連携に係る制度設計について 連携金融商品債務引受業の認可に際しては、上記の要望について審査の参考とし、可能な限り効率的なものとなるよう適切な対応を行うこととしたい。なお、連携金融商品債務引受業務を行う際の認可の審査基準として、金商法156条の20の18第1項5号において「担保の適切な徴求」が求められているところ。</li> <li>・取引情報蓄積機関の創設に係る制度設計について 取引情報の内容については、関係法令の施行(平成24年11月が期限)までに内閣府令において規定することとしており、具体的な内容については、利用者の負担等を考慮しながら検討を行う。</li> </ul>
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>(各府省作成)

【その他(金融) 4】

規制改革事項(事務局記載)		金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 会計ビッグバン以後、純粋持株会社の解禁とも相まって、わが国の開示制度は、連結決算が開示の中心という位置付けが定着しており、開示制度における個別決算の意義は乏しい。</p> <p>【根拠法令】 金融商品取引法</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企業開示課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	金融商品取引法第24条、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条
	目的	投資者が投資判断を行う際の重要な情報として、金融商品取引法第24条等第1項等の規定により提出される財務計算に関する書類において、単体財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書等)の提出が求められている。
	対象	上場会社等
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	金融商品取引法(旧 証券取引法) (制定:昭和23年4月13日) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (制定:昭和38年11月27日)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	金融商品取引法に基づく単体財務諸表を簡素化する。
	上記規制改革の方向性への考え方	平成22年8月3日に開催された企業会計審議会において、以下の会長発言があった。 「金商法における単体情報については、その投資情報としての有用性の観点に加え、会社法で単体の計算書類が作成され株主に届けられ、その情報は、投資家にも開示すべき、との観点から、引き続き開示すべき。単体の見直し(簡素化等)を行う。」
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	単体財務諸表の簡素化については、連結財務諸表と単体財務諸表のあり方の検討、金融商品取引法における国際会計基準の適用の検討、これらに対する会社法上の取扱いの検討等を踏まえ、検討する必要がある、具体的な見直し予定は未定。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 5】

規制改革事項(事務局記載)		決算公告の免除(銀行法における義務付け規定を廃止)
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・有価証券報告書の提出会社は会社法により決算公告が免除されているが、銀行は銀行法に決算公告の義務規定が置かれているため、決算公告が免除されていない。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>銀行法第20条、会社法第440条</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企画課信用制度参事官室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	銀行法第20条
	目的	銀行法第20条
	対象	銀行
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和56年6月1日公布、昭和57年4月1日施行(銀行法第20条)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>・有価証券報告書は、決算公告で開示する情報を網羅しており、銀行のホームページの他、EDINETでの閲覧も可能であり、入手方法も決算公告に比べ多様性に富み、十分その代わりとなり得る。</p> <p>・有価証券報告書を提出している銀行について、会社法の規定に則り、決算公告を免除すべき(銀行法における義務付け規定の廃止)。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>決算公告の情報量が有価証券報告書に網羅されていることは事実であるが、手段としてEDINET等による閲覧で預金者保護に欠けることとならないかについて検討する。</p> <p>なお、有価証券報告書の銀行のホームページでの閲覧は法令に基づく行為ではなく、銀行の自主的な取組みであることに留意が必要である。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告を免除とすることについて検討する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 6】

規制改革事項(事務局記載)		貸金業法の見直し(プロアマ制度の導入)
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・消費者金融会社による過度な取立等を背景に、改正資金業法により、行為規制・参入規制が強化されたところであるが、その射程は大企業等の資金調達のための取引にも及んでいる。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>貸金業法</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企画課信用制度参事官室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	貸金業法第6条、第12条の2～第24条の6
	目的	貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護
	対象	貸金業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和58年制定、平成18年改正
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>・様々なリスクとリターンを伴った取引が存在し、資金調達にはそれに見合った調達金利が付される事が望ましい中で、借り手自身が投資リスクを判断する能力を有する場合には、自己責任のもと高金利の調達を認めるべき。</p> <p>・こうした投資リスクを判断し得る能力の有無が基準となるものとしては、金融商品取引法(2007年9月30日施行)により創設された「特定投資家制度」が参考事例として挙げられる。「特定投資家制度」は、投資家の知識・経験・財産の状況に応じて、「特定投資家」(いわゆるプロ投資家)と「一般投資家」(いわゆるアマ投資家)に分類し、特定投資家に対しては行為規制の一部を適用しない等の規制の柔軟化が図られている。</p> <p>・貸金業法についても金融商品取引法上の「特定投資家制度」を導入し、借り手がプロかアマか区分することにより、借り手の能力に応じて金利規制や行為規制、参入規制等を緩和すべき。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>・民事上の金利については利息制限法で、刑事上の金利については出資法でそれぞれ規制されている。</p> <p>・金商業においては、顧客(投資家)がリスクをとることを前提に、顧客のリスク判断能力に注目し、プロアマ制度を設けているところ、業者がリスクをとる貸金業において、これを参考に行為規制、参入規制のあり方を論じることは困難。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>・趣旨・目的の異なる制度を参考に、検討を行うことは困難。</p>

< 規制評価シート > (各府省作成)

【その他(金融) 7】

規制改革事項(事務局記載)		政策金融機関等の私的整理時における債権放棄の制度構築
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策金融機関等の私的整理時における債権放棄を円滑に進める環境が整っていない。法的整理でなければ協力義務が無い為、実際の現場では取引先からの事業再生を円滑に資する為の一部債権放棄要請についてほとんど応じない。</li> <li>私的整理時における債権放棄については、現在(株)企業再生支援機構のみ法的に政策金融機関等が債権放棄に協力しなければならない状況。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</p>
所管省庁	担当府省	経済産業省
	担当局名	経済産業政策局
	担当課・室名	産業再生課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令(事業再生ADR)
	目的	<p>【産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法】</p> <p>我が国経済の持続的な発展を図るためには生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業再構築等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずる等することで、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与すること。</p> <p>【事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令】</p> <p>事業再生の円滑化</p>
	対象	私的整理を行う事業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成21年度産活法改正時において事業再生ADRに関する事項(第4章)を追加。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	(株)企業再生支援機構は5年間の期間限定組織であり、(株)企業再生支援機構の終了後は私的整理時における債権放棄について法的に政策金融機関等が協力しなければいけない機関や制度がない。 事業再生という同じ立場にいる「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」にて設けている事業再生ADR認定業者にも(株)企業再生支援機構等と同一の規定を適用すべき。
	上記規制改革の方向性への考え方	株式会社企業再生支援機構においては、企業再生支援委員会という債務者や債権者と独立した第三者機関において再生支援の決定が行われている。他方、当該決定の際には債権者との調整が行われないため、「政策金融機関等は、…当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、…必要な協力をしなければならない。」(法第65条)との規定を置くことにより、当該決定後に、再生のために協力を求める必要であると認められる政策金融機関等との調整を行っている。一方、事業再生ADRにおいては、債権者を含めた債権者会議において事業再生計画の決議を行っている。ここでは、政策金融機関等が債権者である場合には、当事者として政策金融機関等が参加をしていることから、法的に義務づけを行わなくても、協力については担保されていると考えられる。以上より、政策金融機関等の債権放棄への協力義務を、事業再生ADRの規定に加える必要性はないと考えられる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 8】

規制改革事項(事務局記載)		「協調リース」の「金融商品取引法の規制対象」からの除外
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協調リースについては、金商法で除外要件も設けられているが、その要件が抽象的であり適用判断が難しく、取組そのものがしにくくなっており、大口の設備投資等のニーズに対応しきれていない。</li> <li>・単なる金銭消費貸約契約とは異なりモノが絡むリース・割賦契約では、事務的に煩雑なことに加え、物件に対する権利関係が複雑となり、債務者がそれぞれのリース会社と持分毎に契約を締結する事が実務的に困難。係る事情から従来より協調リース形態(シンジケーション)にて、大口設備投資案件等債務者の要望に応じてきた経緯。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法第2条第2項第5号、同第29条</li> <li>・金融商品取引法施行令第1条の8の3</li> <li>・金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令</li> </ul>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	市場課市場機能強化室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法第2条第2項第5号</li> <li>・同法第2条第8項第7号</li> <li>・同法第29条</li> </ul>
	目的	消費者側の情報の不完全性による不利益の回避
	対象	集団投資スキーム持分の自己募集・私募を業として行う者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定時期:平成18年6月14日
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協調リースについて、資金の出し手が全てリース会社である実態から、規制対象(具体的には「集団スキーム」)から除外すべく、金商法及び同法施行令にて規定願いたい。</li> <li>・少なくとも、債務者が異議を留めない承諾を行なっている案件(いわゆる「オープン協調」)については、債務者はリース・割賦契約の相手方(幹事リース会社)以外に債権者が存在することを認識している事から、金商法から除外すべき。</li> </ul>
	上記規制改革の方向性への考え方	協調リース(リース会社が行うリース・割賦業務のうち、複数の参加リース会社が協定書等を締結し、幹事リース会社と債務者間で締結したリース・割賦契約の持分を保有し共同で行うもの)については、出資者(参加リース会社)全員が事業に関与している場合には、集団投資スキーム持分の定義から除外される可能性もあると考えられる。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	協調リースについて、実態を踏まえつつ、集団投資スキーム持分の適用除外要件への該当性を検討し、これを明確化する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-

<規制評価シート>(各府省作成)

【その他(金融) 9】

規制改革事項(事務局記載)		異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イスラム金融を、一律に子会社・兄弟会社においてのみ取扱可能とした場合、本邦金融機関としては、当該業務に従事するために、同一地域に支店がある場合も現地法人の設立が必要となりかねず、経営資源の有効活用の観点から問題があるほか、子会社・兄弟会社形態の場合、子会社等単体での自己資本比率規制の制約を受けるため、大規模な案件への参画が困難となる懸念も存在。</li> <li>・イスラム金融は、ユニバーサルバンク制を採用している欧州系銀行に限らず、米国でも銀行業務と同等の機能を有する業務という整理が行われており、銀行本体での取扱いが認められているところ。本邦の銀行についてその取扱いが認められない場合、上記の弊害から欧米の金融機関との競争において不利であり、国際競争力の点でも大きな障害となる。</li> <li>・現在、アジアや中東の金融市場は、本邦金融機関にとっても重要なマーケットとなっているが、当該地域において、イスラム金融が重要な資金調達・運用手段としてその活用が顕著に拡大している現状に鑑みれば、本邦金融機関のみが銀行本体でイスラム金融の取扱いができないことは、当該マーケットへの本邦金融機関のプレゼンスの上昇を阻害する要因となってしまうことが危惧される。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <p>銀行法第10条、第11条、第12条</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企画課信用制度参事官室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	銀行法第10条、第12条
	目的	銀行の他業禁止
	対象	銀行
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和56年6月1日公布、昭和57年4月1日施行(銀行法第10条、第12条)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イスラム金融全般ではなく、①銀行業務と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)であり、かつ②銀行業務の規模に比して過大なものでなく、③銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資すると認められる取引に対象を限定して許容すれば、他業禁止規制の趣旨である①本業に専念することによる効率性の発揮、②利益相反取引の防止、③他業リスクの回避等から、逸脱することは無いものと考えられる。</li> <li>・イスラム金融取引に該当する受与信取引等(金銭の貸付けと同視しうるイスラム債に関する売買・引き受け等を含む)のうち、①銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下、「銀行業務」と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)であり、かつ②銀行業務の規模に比して過大なものでなく、③銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資すると認められる取引)に関する、銀行本体における取扱いの許容。</li> </ul>
	上記規制改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イスラム金融については、「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(金融審議会第二部会報告(平成19年))において、「銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社とすることが適当」とされ、既に銀行の子会社においてはイスラム金融による与信を行うことが可能となっている。</li> <li>このため、ご指摘のような「国際競争力の点で大きな障害」、「本邦金融機関のプレゼンスの上昇を阻害する要因」とまではいえず、むしろ「他業禁止」を形骸化させ、銀行の業務の適切性の確保や財務の健全性の確保ができず、ひいては預金者保護が図れなくなるおそれ強い。</li> <li>・「実質的に同視しうる取引」について、イスラム金融の7割を占めるといわれるムラバハにおいては銀行が実際に商品の売買を行っており、機能的な親近性やリスクの同質性は低く、子会社には認められても銀行本体で認めることは措置困難。</li> <li>・銀行本体における有価証券の引受は、財務の健全性の確保等のため、禁止されているところ、イスラム債(スクーク)の引受についてもこれを認めることは措置困難。</li> </ul>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	商品の売買を銀行に認めることは他業禁止の目的である、①本業への専念や②他業を営むことによる本業への影響遮断、の観点に照らすと、銀行の業務の適切性の確保や財務の健全性の確保ができず、預金を取り扱う銀行本体において預金者保護が図れない。

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 10】

規制改革事項(事務局記載)		銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限の緩和)
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>銀行のリース子会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合(リース会社集団)、リース会社集団のリース業務及びリース業務に係る機械類等の売買、保守・点検等管理業務が収入の50%を下回ってはならない。また、リース会社集団に属するそれぞれの会社において、リース業務の収入を上記売買、管理等の業務の収入が上回らないこととされている</p> <p>【根拠法令】</p> <p>銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第38号 大蔵省・金融監督庁告示第9号</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企画課信用制度参事官室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	銀行法第12条 銀行法施行規則第17条の3第2項第11号 銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第38号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件
	目的	銀行グループとしての本業の専念及び他業からのリスクの遮断
	対象	銀行の子会社
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和56年6月1日公布、昭和57年4月1日施行(銀行法第12条) 平成10年12月にリース子会社の業務範囲及び収入規制として制定された。 平成20年12月に「同種の物品」の売買もできることとした。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	リース子会社のリース業務を行わない子会社についても、実質的にリース業務を営む会社の一部門と同視できる場合は、リース物品等と同種の物品等の売買、保守点検を認め収入を合算することを認めるとともに、リース物品等同種の物品等の売買、保守点検による収入のリース業務による収入との比較制限の規定を撤廃すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	リース終了後の物品の売買をどのように位置付けるかによって必要な規制は異なるため、銀行本体等におけるファイナンスリースの活用解禁の検討を行うのにあわせて一体として検討を行う。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	リース終了後の物品の売買をどのように位置付けるかによって必要な規制は異なるため、銀行本体等におけるファイナンスリースの活用解禁の検討を行うのにあわせて一体として検討を行う。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	「同種の物品等の売買や保守・点検」における「物品」は、リース業に用いない無関係な物品であるため、「同種の物品等の売買、保守点検による収入のリース業務による収入との比較制限の規定」を撤廃し、リースを行わない会社がこれを行うことは、他業禁止に反するため措置困難。

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 11】

規制改革事項(事務局記載)		企業グループの組織再編に資する規制見直し (1)保険契約の包括移転の移転単位の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 保険会社が保険契約を他の保険会社に移転する場合は、責任準備金の算出基礎が同一であるすべての保険契約を包括して行わなければならないものとされている。</p> <p>【根拠法令】 保険業法第135条第2項</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企画課保険企画室
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	保険業法第135条第2項
	目的	保険集団を維持するとともに保険契約者間の公平を確保するため
	対象	保険会社
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成8年4月
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	契約者保護、移転保険会社の財務健全性等へ配慮しつつ、少なくともグループ内であれば一部移転を認めるべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部の移転・承継を行うことについては、保険契約者等保護の観点から、十分に議論を深めつつ、検討を行うべき問題である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	保険契約の包括移転は、保険契約者の集団を維持しつつ、同等の条件で一括して移転することが当該保険契約者全体の利益にかなうことから、責任準備金の基礎が同一である契約を一括して移転しなければならないこととしている。仮に、保険契約の一部の移転を認めた場合、保険集団を維持することによる利益が損なわれ、保険契約者間の公平が確保されないおそれがあること等から、十分慎重に検討していくべきものとする。

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 12】

規制改革事項(事務局記載)		企業グループの組織再編に資する規制の見直し (2)保険募集人の委託の在り方の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】                      保険業法上、損害保険代理店とは「損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう」とされており、復代理が認められていない。</p> <p>【根拠法令】                      保険業法第2条</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企画課保険企画室
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	保険業法第2条第21項
	目的	保険募集の公正を確保すること
	対象	損害保険代理店
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成8年4月
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	再委託を認めることにより、例えば、保険会社の機能を分離し、販売会社を設立して営業推進や代理店管理を行う等、組織再編の選択肢を増やすべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	再委託を認めた場合、保険会社が代理店における業務の適切な実施を確保できなくなるおそれがある等の理由から対応困難。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	再委託を認めた場合、 ・保険会社が代理店における業務の適切な実施を確保できなくなるおそれがある、 ・保険会社が自ら委託していない代理店の保険募集に関する賠償責任を負うことになる、 ・多くの保険代理店を傘下に持つ総代理店は強い販売力を有するようになり、保険会社のコントロールが十分に働かなくなるおそれがある、 等の問題点が生じる。

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 13】

規制改革事項(事務局記載)		企業グループの組織再編に資する規制の見直し (3)グループ会社内での事業再編手続きの簡素化
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 保険会社間で合併、会社分割、事業譲渡等の組織再編を行う場合は内閣総理大臣の認可を受ける必要がある。</p> <p>【根拠法令】 保険業法第167条第1項 保険業法第173条の6 保険業法第142条</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企画課保険企画室
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	保険業法第167条第1項 保険業法第173条の6第1項 保険業法第142条
	目的	合併、会社分割、事業譲渡後の業務が適切に行われたい事態や保険契約者の保護に欠ける事態が生ずることを回避するため。
	対象	保険会社
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	認可制の制定時期 平成8年4月・合併、事業譲渡 平成13年4月・会社分割
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	同一保険会社グループ内において組織再編を行う場合には認可制から届出制に緩和すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	保険会社の事業再編は、保険契約者の利害に重大な影響を及ぼしうることから、行政庁による事前の確認が必要であり、届出制とすることは困難。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	保険会社の事業再編は、保険契約者の利害に重大な影響を及ぼしうることから、行政庁が事前に当該事業再編が保険契約者の保護に欠けることとならないかや事業再編後の業務が適切に行われるかどうか確認することが必要であり、届出制とした場合には、そうした確認が困難となる。このことは事業再編がグループ内かどうかで異なるものではない。また、事業再編は、異議を述べた保険契約者にもその効力が及ぶこととなるなど保険契約者等の権利を制約する面があることから、認可にかからしめることにより、事業再編の公正性を確保する必要がある。

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 14】

規制改革事項(事務局記載)		貿易保険の民間開放推進 (2)政府、NEXIによる民間保険会社からの再保険の引受
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 政府による再保険引受はNEXI以外には認められていない。また、NEXIによる再保険の引受は国際機関、外国政府、外国法人しか認められていない。</p> <p>【根拠法令】 貿易保険法第13条第2項及び第57条第1項</p>
所管省庁	担当府省	経済産業省
	担当局名	貿易経済協力局
	担当課・室名	貿易保険課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	貿易保険法第13条第2項及び第57条第1項
	目的	世界的な経済変動にかかわらず貿易投資等の国境を越えた経済活動を安定的に支援するため
	対象	輸出者等
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和25年に輸出信用保険が創設。平成13年から貿易保険引受業務の独立行政法人化、政府による再保険の引受を実施。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	民間が参入している短期保険分野において、国内民間保険会社に対する政府もしくはNEXIの再保険の引受が可能となるよう措置する。
	上記規制改革の方向性への考え方	平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止(国以外の主体に移管)」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」)を踏まえ、国による再保険は廃止する方向で、貿易保険の利用者に不便が生じないようにしつつ、貿易保険制度の見直しを進めることとしている。 ただし、民間保険会社各社が営利事業として引き受けた自国企業の貿易投資や海外プロジェクトのリスクを国が肩代わりする仕組みは世界でも類例がなく、民間再保険業を圧迫する懸念がある上、民間保険会社の「逆選択」により国に不良案件が集中して、我が国政府が多大なリスクを抱え込むおそれがある。また、民間保険会社各社から再保険を引き受ける場合、少なくとも、民間各社の審査に加え、国(NEXI)においても厳格な審査体制を二重に構築する必要があるところ、かかる仕組みがコスト・人員面からも効率的かつ真に利用者メリットにつながるとは考えにくい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	国が民間保険会社から直接再保険を引き受けることとなれば、民間再保険市場の健全な育成を妨げるおそれがある。また、民間保険会社の「逆選択」により国に不良案件が集中して、我が国政府が多大なリスクを抱え込むおそれがある。

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 15】

規制改革事項(事務局記載)		川下持株会社が子会社とできる範囲の明確化
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】                      保険会社間は持株会社を子会社とすることができるが、当該持株会社の子会社の範囲は明確でない</p> <p>【根拠法令】                      保険業法第106条第1項第14号                      保険業法施行規則第56条第9項</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企画課保険企画室
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	保険業法第106条第1項第14号 保険業法施行規則第56条第9項
	目的	保険会社の他業禁止
	対象	保険会社
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成10年12月
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	保険会社が保険業法第106条第1項1～4, 8, 9号に規定する会社を子会社とする持株会社を子会社とできることを明示すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	検討する(対応可能性あり)
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	川下持株会社が子会社とすることができる会社の範囲については、当該規制の趣旨を踏まえ、改めて整理を行う。その結果を踏まえ、必要な場合には、保険業法施行規則の改正を行う等により、範囲を明確化する。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 16】

規制改革事項(事務局記載)		投資法人における「減資」制度の導入
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 投資法人が保有する不動産等について、減損損失の発生・売却に伴う損失の発生がした場合、出資総額の減少は払戻し(投信法第125条第3項)又は利益超過分配(投信法第137条第3項)の場合に限られ(投資法人計算規則第20条第2項)、株式会社のように減資により欠損を填補することができない。</p> <p>【根拠法令】 投資信託及び投資法人に関する法律</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	市場課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	投資信託及び投資法人に関する法律
	目的	投資法人は、運用資産を保有し収益を分配する機能に特化したビークルとしての機能を有しており、そのガバナンス構造及びファイナンス手法が簡素化されたものとなっているため、減資による欠損金の補填については認められていない。
	対象	投資法人
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成10年、投資法人制度の導入
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	投資法人において欠損填補のための出資総額の減少(減資)制度を導入する。
	上記規制改革の方向性への考え方	投資信託・投資法人法制は、2010年6月に閣議決定された成長戦略において、2013年度までに見直しの検討及び制度整備の実施を行うこととされており、このスケジュールに従い、見直し作業を進めていくこととしている。 投資法人による欠損填補のための出資総額の減少(減資)の制度の導入については、J-REIT市場等の活性化に資するとの指摘がある一方、投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置づけ、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せた総合的な検討が必要であることから、投資法人法制全体の見直しの中で検討を進めてゆくこととしたい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	投資法人の出資にかかる制度を含め、投資信託・投資法人法制について総合的な検討を行う。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置づけ、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せて総合的な検討を行う必要がある。

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 中期的金融項目】

規制改革事項(事務局記載)		役員報酬決定過程・考え方の開示
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 上場会社について、有価証券報告書等において役員連結報酬等の総額が1億円以上の役員の記事を義務化(平成22年3月31日付企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)。 また上場会社について、有価証券報告書等提出日現在において報酬等の額又はその算定方法の決定方針がある場合、その内容及び決定方法の記事を義務化(平成22年3月31日付企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)。</p> <p>【根拠法令】 企業内容等の開示に関する内閣府令</p>
所管省庁	担当府省	金融庁
	担当局名	総務企画局
	担当課・室名	企業開示課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	金融商品取引法第24条、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条、第三号様式(第二号様式)
	目的	国内外の投資者のコーポレート・ガバナンスについての関心は高く、その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報であると考えられることから、上場会社の提出する有価証券報告書において開示を求めることとした。
	対象	上場会社
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成22年3月31日公布・施行。同22年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	大事なのは、その報酬の算出根拠であり、算出根拠が無いのであれば、無いという事も含めて開示する事を義務化する事が重要である。 個々の役員報酬の開示は金額にかかわらず任意とし、むしろ、役員報酬の決定方法の有無及び算出根拠の開示を義務化する。
	上記規制改革の方向性への考え方	現行においても、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意において、「提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載すること。また、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること」とされており、報酬等の算出根拠がないのであれば、「算定方法の決定に関する方針」がないものとして開示される。 また、投資者にとって、個別の役員報酬は、業績と見合ったものとなっているか、インセンティブ(動機づけ)として適切か、ガバナンス(統治)として歪んだものになっていないかという観点から重要な情報であり、役員報酬の決定方針とその結果としての個別の報酬額の開示が重要である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	なし
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	投資者にとって、個別の役員報酬は、業績と見合ったものとなっているか、インセンティブ(動機づけ)として適切か、ガバナンス(統治)として歪んだものになっていないかという観点から重要な情報であり、役員報酬の決定方針とその結果としての個別の報酬額の開示が重要である。

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 中期的検討項目】

規制改革事項(事務局記載)		中小企業信用保険事業の在り方の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 各都道府県の信用保証協会が行う中小企業向け貸付に対する債務保証について、日本政策金融公庫が再保険を実施しているが、70%~90%と高い填補率となっている。</p> <p>【根拠法令】 株式会社日本政策金融公庫法第4条1項、第11条第1項3号</p>
所管省庁	担当府省	経済産業省
	担当局名	中小企業庁
	担当課・室名	金融課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	中小企業信用保険法第3条第2項等(保険の種類に応じて個別に規定)
	目的	中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もって中小企業の振興を図る。
	対象	信用保証協会の行う、中小企業者の金融機関からの借入による債務の保証
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	無担保保険については昭和40年に制定、普通保険については昭和43年に制定している。他の保険も含め、てん補率を引下げる等の改正は行っていない。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	信用保証協会が、真に中小企業の育成・支援に資する融資に対して債務保証を行うインセティブとなり、必要以上の国民負担とならないよう、再保険の填補率を見直すべき。
	上記規制改革の方向性への考え方	景気の悪化等に伴い、信用保険において近年多額の国民負担を要していることは事実。一方、てん補率を引下げは債務保証を行うインセティブを削ぎ、中小企業資金繰りに支障を来す懸念もあるため、現在のところ見直す考えはない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	同上(上記規制改革の方向性への考え方)

<規制評価シート> (各府省作成)

【その他(金融) 中期的検討項目】

規制改革事項(事務局記載)		貿易保険の民間開放推進 (1)短期保険のさらなる民間開放推進
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、貿易保険事業の民間開放推進のための環境整備が行われてきており、民間参入は進んだものの、未だNEXIでの引受が大半である。</p> <p>【根拠法令】 貿易保険法</p>
所管省庁	担当府省	経済産業省
	担当局名	貿易経済協力局
	担当課・室名	貿易保険課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	貿易保険法
	目的	世界的な経済変動にかかわらず貿易投資等の国境を越えた経済活動を安定的に支援するため
	対象	輸出者等
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和25年に輸出信用保険が創設。平成13年から貿易保険引受業務の独立行政法人化、政府による再保険の引受を実施。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	例えば、短期保険で保険金額が比較的少額なものは、民間保険に引受を集中させるといったように、さらに組合包括保険制度の在り方の見直しを検討すべき。
	上記規制改革の方向性への考え方	民間保険会社等による貿易保険事業への参入は法的にも実質的にも自由であり、保険利用者が民間保険を自由に選択できることとなっている。組合包括保険についても、平成19年4月に付保選択制を導入し、組合員であっても民間保険を選択できることとなっている。また、組合包括保険は、利用者である団体としての輸出組合の意向を踏まえ、NEXIとして包括保険の契約に応じているものである。 なお、現在、主要各国においても短期保険も含め分野を限定することなく公的機関が貿易保険を提供している。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	貿易保険事業への参入は自由である中、輸出におけるリスクヘッジのために民間保険を利用するか、貿易保険を利用するかについては、利用者の選択に委ねるべきであり、国が何らかの方向性を付けることにより利用者の自由な選択を歪めるべきではない。また、諸外国が輸出促進のために貿易保険の引き受けを強化する中、我が国のみが特定分野から撤退することとなれば、輸出企業の視点から見た国際競争上のイコールフットイングが損なわれる、ユーザーの利便性が失われる等により、結果的に我が国企業の国際競争力が減退する恐れがある。